

別表第15（第3条，第10条関係）：いわゆる「22食品群+5品目」

1 次に掲げるもののうち，原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（(5)の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料，(6)のもちにあつては米穀，(8)の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料，(9)のこんにやくにあつてはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。），(18)のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が50%以上であるもの

(1) 乾燥きのこ類，乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）

(2) 塩蔵したきのこ類，塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）

(3) ゆで，又は蒸したきのこ類，野菜及び豆類並びにあん（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(4) 異種混合したカット野菜，異種混合したカット果実その他野菜，果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

(5) 緑茶及び緑茶飲料

(6) もち

(7) いりさや落花生，いり落花生，あげ落花生及びいり豆類

(8) 黒糖及び黒糖加工品

(9) こんにやく

(10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(11) ゆで，又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(12) 表面をあぶった食肉

(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め，成形したものを含む。）

(15) 素干魚介類，塩干魚介類，煮干魚介類及びこんぶ，干のり，焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）

(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(18) こんぶ巻

(19) ゆで，又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰，瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）

(20) 表面をあぶった魚介類

(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）

(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか，生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

2 農産物漬物

3 野菜冷凍食品

4 うなぎ加工品

5 かつお削りぶし

6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）